

たつの市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム【令和7年度版】

1 目的

たつの市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、たつの市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進することを目的に策定する。なお、毎年度、住宅耐震化に係る具体的な取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、その内容を公表するものとする。

2 位置付け

アクションプログラムは、たつの市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進するために策定し、同計画の改定時に同計画に位置付けるものとする。

3 対象区域及び対象建築物

【対象区域】市内全域

【対象建築物】建築基準法（昭和25年法律第20号）の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着手したもの）により建築された住宅等（戸建住宅、長屋住宅、共同住宅）とする。（住宅等には、店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）

4 取組計画・実績・自己評価

計画

【令和7年度の計画】

■耐震化助成事業

	事業名称	対象建築物	目標戸数
1	簡易耐震診断推進事業	戸建住宅・長屋住宅・共同住宅	40戸
2	住まいの耐震化促進事業		
①	住宅耐震改修計画策定費補助	戸建住宅	全10戸
②	住宅耐震改修工事費補助		
③	簡易耐震改修工事費補助		
④	屋根軽量化工事費補助		
⑤	シェルター型工事費補助		
⑥	除却工事費補助		
⑦	防災ベッド等設置費補助		

■普及啓発等事業

1	全市民に対する普及啓発	①広報誌、ホームページ（HP）での広報 ②住宅耐震化相談会の実施
2	住宅所有者に対する取組み	①ダイレクトメール
3	耐震診断を実施した住宅所有者に対する取組み	①診断書送付時に耐震化助成制度のリーフレットを同封 ②耐震診断実施後1年以上耐震工事未着手の所有者に対し電話等によるヒアリングを実施
4	耐震改修業者等に対する取組み	①耐震改修業者等向けの講習会の実施（県で実施） ②住宅改修業者の情報等を窓口で紹介、閲覧を実施

自己評価

【前年度の課題】普及啓発等事業に取り組んだが、簡易耐震診断推進事業及び住まいの耐震化促進事業ともに目標戸数には至らなかった。

【改善策】広報誌、DM等による啓発及び耐震改修業者等への広報を継続する。耐震補助金の代理受領制度を導入し申請者の費用負担を軽減する。

実績

【令和6年度の実績】

■耐震化助成事業

	事業名称	実績戸数
1	簡易耐震診断推進事業	32戸
2	住まいの耐震化促進事業	計8戸
①	住宅耐震改修計画策定費補助	3戸
②	耐震改修工事費補助	3戸
③	簡易耐震改修工事費補助	0戸
④	屋根軽量化工事費補助	0戸
⑤	シェルター型工事費補助	0戸
⑥	除却工事費補助	2戸
⑦	防災ベッド等設置費補助	0戸

■普及啓発等事業

1	①広報たつの5月号及びHP適宜掲載 ②住宅耐震化相談会の実施（6月・7月）
2	①19件に送付
3	①27件に送付 （診断結果が1.0未満27件/32件） ②19件に実施
4	①県において実施 ②適宜実施